

南九州市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 24 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第37号

南九州市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

南九州市母子保健法施行細則（平成24年南九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改め、同表備考4を次のように改める。

4 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表第2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点とし取り扱うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。